

会議録（１）

会議の名称	平成２８年度第３回文化財保護審議委員会
開催日時	平成２９年３月１４日（火） 開会 午後３時００分 閉会 午後５時１０分
開催場所	飯能市役所別館２階 会議室１
議長氏名	坂口和子
出席委員	坂口和子 小野寺節子 羽生修二 広瀬順皓 小槻成克 島田 稔 大野亮弘 須田 勉
欠席委員	浅見徳男 岡部知子
説明者の職氏名	生涯学習課長 大野美智子 文化財担当リーダー 熊澤孝之
傍聴者の数	なし
会議次第	１ 開会 ２ あいさつ ３ 議事 （１）報告事項 （２）文化財指定基準について （３）その他 ４ 閉会
配布資料	平成２８年度第３回飯能市文化財保護審議委員会次第 平成２８年度文化財関係事業報告（資料１） 飯能市文化財指定・認定に関する基準（素案）（資料２）
事務局職員職氏名	生涯学習課長 大野美智子 文化財担当リーダー 熊澤孝之 文化財担当主事 栗田聡美

会議録（３）

発 言 者	発 言 内 容
主 査	〔開 会〕
	<p>本日はご多用のところご出席いただきまして誠にありがとうございます。本日、浅見委員、岡部委員におかれましては、ご都合により欠席とご連絡をいただいておりますが、条例第17条第2項に規定された定足数を満たしておりますので、これより平成28年度第3回文化財保護審議委員会を開会いたします。はじめに、坂口委員長にごあいさつをお願いいたします。</p>
委員長	〔あいさつ〕
	<p>（委員長あいさつ）</p> <p>つづきまして、生涯学習課長よりごあいさつを申し上げます。</p>
課 長	（課長あいさつ）
主 査	<p>これより議事に入ります。進行につきましては、条例第16条第2項の規定により、委員長をお願いいたします。</p>
	〔議 事〕
委員長	<p>早速ですが、議事（1）報告事項を議題といたします。事務局より説明をお願いいたします。</p>
リーダー	（資料1により説明）
委員長	<p>説明は以上です。質疑等ありますか。</p>
委 員	<p>解体民家の記録保存調査は、前の飯能の民家ではやっていないということですか。</p>
リーダー	<p>そうです。</p>
委 員	<p>新たにでてきたのですか。</p>
リーダー	<p>そうです。茅葺の平屋の建物です。</p>
委 員	<p>図面は作ると思いますが、簡単な報告書は作りますか。</p>
リーダー	<p>図面作成までです。</p>
委 員	<p>記録保存ということなら、ちゃんとコメントをいれて報告書を作るようお願いしたほうがいいと思う。価値がわからず見ても仕方がないので。</p>
	<p>長光寺の三門の工事が終わりますが、お披露目はありますか。</p>
リーダー	<p>まだ未定です。</p>
委 員	<p>お金もかけてやったことなので、やった方がいいと思います。</p>

発 言 者	発 言 内 容
	旧北川小学校解体について、給食室は残していますが、何か活用する計画はありますか。
リーダー	具体的に何か建つという計画はありません。
委員	何かする計画があれば委員会に報告するようにしてほしいです。
委員	民家の解体について、調査の対象になる基準はありますか。
リーダー	基準はありません。羽生委員と民家の悉皆調査をしたときに調査の対象にしたい建物のリストがあります。今回は区画整理地内で解体をするということで、事前の情報が入手できていたということと、町場に残っている数少ない茅葺の家ということで調査することとなりました。
委員	福德寺の阿弥陀堂のき損の原因は何ですか。
リーダー	不明です。屋根屋さん聞きましたが、固いものが落ちてきて穴が開いたのではないかということです。
委員	点検で見つかったのですか。
リーダー	雨漏りをしていて見つかりました。
委員	埋蔵文化財の民間からの照会の件数は増えているのですか。
リーダー	年間 800～850 件くらいですが、微増しています。
委員	民家調査を依頼する、埼玉県指定景観整備機構とはどういった団体ですか。
リーダー	埼玉県の建築士事務所協会の中の組織で、主に木造建築を専門としている方が、伝統的な建築を勉強して新しいものを生み出すという流れの中で、調査研究しているグループです。
委員	その団体と、協力、情報共有することはできますか。
委員	文化財とは直接関係なく調査している団体なので、県の公園緑地課とは繋がっていても、文化財のこととは直接関係がありません。一部の構成員の方が市内で古建築に係る活動をしています。
リーダー	今回調査費はどこが出しましたか。
リーダー	市です。
委員	解体民家の記録保存調査の中心となっているのはどこですか。
リーダー	生涯学習課です。
委員	片瀬人形について、なぜ調査するのか、埼玉県のなかの人形でどういった意味があるのか、価値があるのかを明らかにしていかなければならないと思います。

発 言 者	発 言 内 容
リーダー	資料に載っていませんが、郷土館の企画に関わりはないのですか。 今回の報告事項については、事業主体が生涯学習課のもののみです。 もちろんお互いに協力しています。
委員長	資料貸出の一般文化財の写真というのはどういうものですか。
リーダー	中山信吉墓の写真などです。雑誌などの掲載許可が多いです。
委員長	中学生の社会体験チャレンジの評判と、内容はどんなことをしますか。
リーダー	各中学校に文化財担当の活動場所が定着しているようで、毎年3～4名の生徒が来ます。初日は遺物の水洗、2日目は現場へ行って発掘調査の体験、3日目に土器の拓本をとったり、飯能焼の復元を体験したり、という内容です。
委員長	子どもは興味を持ちますか。
リーダー	もともと興味を持っている子どもは、粘り強くやります。第1希望の場所ではなく来た子どもたちも来たときは不満そうですが、やっている面白いので、最終日には楽しかったと言って帰ることが多いです。
委 員	大学受験の面接のときに、小中学校のそういった体験をいう人が多いのでそういった点では、影響が大きいと思います。
委 員	平日に開催していますが、学校の授業との関係はどうなのですか。
リーダー	授業の一貫なので、出席扱いです。
委 員	郷土館、生涯学習課、文化財保護審議委員会の関係はどうなっていますか。
リーダー	大きく言えば、生涯学習課は文化財の保護がメイン、郷土館は教育・普及がメインです。
委 員	お互いの情報共有はしていますか。
リーダー	しています。
委 員	生涯学習課と郷土館と分けて考えてしまうのはどうかと思ったのですが。
リーダー	組織としては独立していますが、綿密にやりとりしています。
委 員	行政の方は連携しているのですが、審議会の方では郷土館の活動がわからないので、簡単な報告があるとよいと思います。
委 員	郷土館の特別展はいい企画をしているし、外部から多くの人があると いうのは評価できると思う。あとは観光として文化財も注目されるとよい と思います。

発 言 者	発 言 内 容
委員長	他に何かありますか。
	(なしの声あり)
リーダー	特に無いようですので議事の(1)報告事項を終了します。続きまして議事の(2)文化財指定基準について事務局から説明をお願いします。
委員長	(資料2により説明)
委員	説明は以上です。何か質疑はございますか。
リーダー	事前に建造物群についてお尋ねした際、街並み関係の景観条例がないと入れられないと聞きましたが、詳しく聞かせてください。
委員	伝統的建造物群など「群」としてまとめて指定しようとする、内規ではなく、飯能市の文化財保護条例の中にそういう項目をつくらないと群指定としてはできないと法体系でなっています。市で指定する場合には市町村の条例等で規定を設けるようにと国から指導がきています。
委員	石仏群はいいのですか。
委員	今は「群」で指定する動きですね。上位の法律が動かないと指定できないとなると面倒なことになってくるので、よく調べてもらって整理したほうが良いと思います。
委員	なぜ建造物だけが、というところがしっくりしないです。
委員	天覧山の十六羅漢も、群といえば群です。
委員	建造物には「近代化」という言葉が入っているが、古文書では抜けています。古文書に関して、古い古文書のことを前提として書いています。しかしすでに近代文書は歴史資料にはいつています。それを古文書にいけないのですか。例えば名栗の文書について学習院大学でたくさんの論文が出ている。地元に残っているものを手つかずで調査しないというのは、あまりよくないと思います。
リーダー	「近世」「近代」という一文が入った方がいいのでしょうか。
委員	入った方がいいと思います。
委員	そのことより、近世・近代の資料調査に注目してやってこなかったことのほうが問題ではないかと思います。
委員	基準であって「関するもの」という表記にある程度は含まれるし、広く書くのは難しいから、あまりこだわりすぎないことも必要かなど。
委員	県で作成した基準に準じているんですね。だいたい網羅できているのではないかと思います。

発 言 者	発 言 内 容
委 員	古文書、歴史資料と区分があいまいではないか。運用でやればいいのかもかもしれませんが、少なくとも歴史資料は（１）（２）に尽きるものなのではないでしょうか。他のものと比べて、１～６までと７は違います。ある程度、歴史資料としての範疇は作っておかないといけないと思います。
委 員	<p>実際指定する時に、我々の意識の中でどこまでが入るか、というレベルの話で、ここにあってはまらないものは指定できないかという、指定はできると思います。そのことよりも、歴史的な価値を作り出していく意識の方が問題で、今まで該当にならなかったものが、研究が進むにつれ価値がわかって、その段階で指定するということがあります。</p> <p>工芸品の中で、（６）はなぜですか。美術品で売ってしまったりという話はよくあることで、なぜ刀剣類に限るのでしょうか。調べておいてください。</p>
委 員	木簡、印章、金石文は古文書に該当しますか。
委 員	板碑はどの分類ですか。
リーダー	考古資料になっています。
委 員	どこまでが金石文なのでしょう。
リーダー	文字としての意味合いが重要視される場合は、古文書になると思います。
委員長	流派的又は地域的、というのはどのようにとらえたらよいですか。
委 員	例えば、日光東照宮を建てた職人さんが、近辺の社寺建築で特色のある日光大工集団の流派として、弟子がほかの地域に広がる、といったようなことです。
委 員	<p>第２、第３のところ、第３で保持者の技能を定めるように、第２のところでも定めた方がいいのではないかと思います。</p> <p>第５－１（２）の「顕著」はどういうふうにとらえたらいいのでしょうか。また、２の「公開の対象」の「公開」というのは、技術的に高いもののか、公開してはいけないもの、例えば、性的なものや差別的なものを含むとかいうことをいうのか、どうとらえたらよいのでしょうか。</p>
リーダー	指定文化財というのは公開の対象になるということで、一般の市民に対しても周知して公にすることが伴う、ということです。

発 言 者	発 言 内 容
委 員	顕著は、特に特色があると同じような意味ではないでしょうか。
委 員	内規であるということですが、市民から問い合わせがあって判断する時に、「これはあまり特色がないですよ」とか「特色がありますよ」とか判断するのですかね。
リーダー	「顕著」という表記を仮に取ったら、おかしくなりますか。
委 員	おかしくはないです。
委 員	ただ、「顕著」とか「特に」とか入れて差別化しないと。
リーダー	言葉はもう一度考えてみます。
委 員	名栗の森林組合文書は戦中のものですよね。5の（4）に入りますか。
リーダー	そうです。
委 員	高麗郡建郡 1300 年の郷土館の特別展で、指定した文化財に「市指定文化財」と表記がありませんでした。指定した文化財を展示などするときには、明示してもらいたい。そういう決まりが必要かと思えます。
委員長	先程石仏群の話がありましたが、石仏がかたまっているところは、たいてい石仏群で指定されています。十六羅漢くらいでは群に指定できるほどではないかもしれませんが。
委 員	国は世界遺産との絡みがあるから、景観などを群で指定するというのを盛んにやっています。文化圏は行政範囲をこえることもあるわけなので、群で指定する場合には、ほかの市にまたがるような指定の仕方をこれからは考えた方がいいと思います。全体で歴史をみないと。個別でやっていると、指定から落ちてしまう場合もあるわけですから。
委 員	建築物は複数の建物で構成されます。建物があり、蔵があり、塀があり、といった複合体のものはどこに入れたらいいですか。例えば名栗郵便局を推薦したいと思っていますが、蔵があつて、郵便局の庁舎があつて、塀があります。どこにも入らなくなってしまう。
委 員	なぜ建造物だけが、建造物群という名称になっているのかということ調べてもらった方がいいと思います。
委 員	吾野宿などもあるので、川越などと相談した方がいいかもしれません。
委員長	他に質疑はございますか。
	(なしの声あり)
委員長	特に無いようですのでこれにて議事（2）文化財指定基準については以上といたします。続きまして、議事（3）その他について事務局より説明をお願いします。

発 言 者	発 言 内 容
リーダー	(説明)
委員長	何か質疑はございますか。
委 員	国指定の文化財は、道路沿いに大きい標識を立てるなど、宣伝を考えてほしいです。
委 員	近代和風建築の調査は無事終わりました。第3次調査対象にした建物は、絹甚、名栗郵便局、南川小学校、井上さんの蚕室、岡田さんの養蚕農家です。市の指定又は国の登録文化財に推薦できる建物としては、名栗郵便局、南川小学校の明治校舎、昭和校舎です。
委 員	片瀬人形の鍛冶小屋はどうするのですか。珍しいものだと思いますが。
委 員	岡田さんの養蚕農家は空き家状態で、中の床が落ちて状態が悪いです。
委 員	放っておくと、倒壊してしまうような危険な状態なのでなんとかしたいと思っています。養蚕農家なのですが、一時期診療所としても使っていて、特色があります。
委 員	織物協同組合のその後の動きの話はありましたか。
リーダー	売却の話がありましたが、すぐの話ではないようです。組織自体は、解散に向けて少しずつ動き出すような話があるようです。
委員長	他に質疑はございますか。
委員長	(なしの声あり)
委員長	以上で予定の議事は全て終了いたしました。ご協力ありがとうございました。それでは進行を事務局へお返しします。
リーダー	慎重にご審議をいただきありがとうございました。それでは閉会のあいさつを職務代理 大野様お願いいたします。
職務代理	(閉会あいさつ)
午後5時10分終了	
議事のでん末・概要を記載し、その相違ないことを証するためここに署名します。	
平成 年 月 日	
議長の署名 _____	